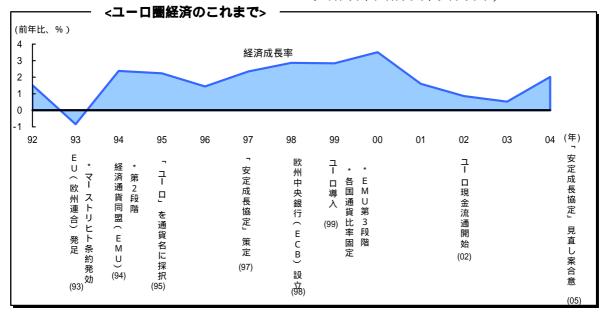
14 ユーロ圏 Euro Area

<2004年>

人口	3 億842万人(2003年) (日本の約2.9倍) 26,554ドル(2003年)		為替制度	变動相場制	
			通貨	ユーロ 1 米ドル = 0.80ユーロ	
一人当たりGDP				1 水 1-70 - 0.00ユーロ	
産業構造(GDP構成比) (2003年)	1次産業	2.2%	面積 249.6	万k㎡ (日本の約6.6倍)	
	2次産業	26.9%	ユーロ圏:通貨「ユーロ」を使用する経済通貨同 (EMU)に参加する欧州12か国で構成		
	3 次産業	70.8%	(ドイツ、フ [・] ルクセンプ)	こ M O Jiこ S M y ると M T Z M 画 C 情况 ランス、イタリア、オランダ、ベルギー、 ルク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、 ア、アイルランド、フィンランド)	



<2004年の経済>

2004年の経済成長率は2.0%となった。年前半に景気を牽引した外需は、原油価格の高騰、ユーロ高の影響もあり年後半に低迷した。年後半は外需に代わり、企業収益改善や低金利を背景に設備投資や住宅投資が増加し、さらに消費も持ち直し、内需が回復した。しかし、全体としては、景気の回復は緩やかになった。また、消費や住宅投資等内需が堅調に増加する国(フランス、スペイン等)は力強い景気回復を達成し、内需が弱い状態となっている国(ドイツ、イタリア等)はより緩やかな景気回復となり、景気のばらつきが鮮明となった。物価は、原油価格の高騰の影響を受け、総合消費者物価指数(HICP)上昇率は、欧州中央銀行(ECB)の目標値「前年比2%を下回るが2%に近く」をやや上回って推移した。失業率は、2001年を底に以後上昇し、2004年は8.8%と高い水準で推移した。また、ユーロの対ドルレートは高値で推移し、2004年12月にユーロ導入以来の最高値(12月28日1ユーロ=1.3633ドル)を更新した。

<2005年の経済見通し>

2005年の経済成長率は、1.5%程度となる見込みである(欧州委員会見通し1.6%、民間機関

ユーロ圏の主要経済指標

		93~02年	2003年	2004年	2005年			
					欧州委員会	OECD	IMF	民間機関
実質 G D P	前年比%	2.0	0.7	2.0	1.6	1.2	1.6	実質GDP
個人消費	同上	1.8	1.1	1.3	1.6	1.3	1.6	平均
固定投資	同上	1.7	0.4	1.9	2.8	2.0	2.5	1.5
鉱工業生産	同上	1.8	0.3	1.9				最大
消費者物価	同上	2.1	2.1	2.1	1.9	1.8	1.9	1.8
失業率	%	9.6	8.7	8.8	8.8	9.0	8.7	最小
経常収支	億ユーロ		204	453				1.1
(GDP比)	%		(0.3)	(0.6)	(0.6)	(0.1)	(0.5)	(27社)
財政収支	億ユーロ		2,066	2,069				
(GDP比、年度)	%		(2.8)	(2.7)	(2.6)	(2.8)	(2.6)	
政府債務残高	億ユーロ		51,460	53,838				
(GDP比、年度末)	%		(70.8)	(71.3)	(71.7)		(71.6)	

(備考)1.欧州委員会、ECB等。2005年の欧州委員会は"Economic Forecasts" (2005年4月)による。 OECDは"Economic Outlook" (2005年5月)、IMFは"World Economic Outlook" (2005年4月)による。 2.経常収支の93~02年は、97~2002年の数値。

27社の平均1.5% (2005年5月時点)。民間機関の見通しは、半年前(2004年10月時点2.1%) に比べて下方修正されている。緩やかな回復が見込まれるものの、2005年に入り企業マインドが悪化を続けており、回復の勢いは前年よりも緩やかにとどまり、本格的な景気回復が遅れる見込みである。成長を支える要因としては、ECBの政策金利が引き続き2%近辺で推移する見込みから、投資が回復することが挙げられる。また、一部地域の住宅価格上昇による資産効果の継続や所得の緩やかな増加により、消費も持ち直すと見込まれる。

下方リスクとしては、圏内需要の不透明さ、原油価格の高騰等が、企業マインドを更に悪化させ、生産活動に悪影響を及ぼす可能性がある。また、雇用、所得環境の改善の遅れや住宅市場の急激な調整がある場合、消費の回復が抑制される可能性がある。

E Uの組織や意思決定方式の効率化等を盛り込んだ「E U憲法」については、その批准の賛否を問う国民投票が2005年5月29日にフランスで、6月1日にオランダで実施され、ともに反対多数の結果となり2006年秋予定の発効が困難な状況となった。これらの結果、ユーロは対ドルで大幅に減価し、6月上旬にはおおよそ1ユーロ=1.22ドルで推移している。6月16、17日の欧州理事会で今後の同憲法批准手続きについて対応を協議する予定である。今後、域内市場統合やE U拡大が遅れる可能性があり、また欧州経済全体の信頼感に悪影響を与えるおそれがある。

<金融政策の動向>

ECBは、2003年6月に政策金利(短期買いオペの最低応札金利)を0.50%ポイント引き下げ2.00%とした後、約2年の間、ユーロ圏では戦後最低の水準である2.00%に据え置いている。トリシェECB総裁は、6月の政策理事会後の記者会見において、5月の「利下げは選択肢ではない。」から「全会一致で、現在の政策金利が適切な水準であると考えている。」と表現を変更した。景気見通しについては、穏やかな回復が続くとする一方で、原油高によるインフレ圧力の高まりをリスクとして挙げている。またマネーサプライ(M3)の伸びが加速していることから、過剰流動性を中長期的な物価安定の上方リスクとして挙げている。

<「安定成長協定」の見直し>

2005年3月20日、EUの安定成長協定見直し案がEU経済財務相理事会で合意され、22、23日の欧州理事会で承認された。

今回の最終合意案(表1)は、2004年9月に欧州委員会が提示した見直し案におおむね沿うものとなり、「財政赤字GDP比3%以下、政府債務残高同60%以下」という大原則は維持されることとなった。注目すべき変更点としては、(1) の中期目標の定義で、「中期財政目標(medium-term objective)」を各国の公的債務残高や潜在成長率に応じて設定すること、(2) ~ の「過剰財政赤字手続実施の改善」の部分で、財政赤字GDP比が3%を超えても許容される「例外かつ一時的」状況の定義を実質成長率がマイナスとなった場合とすること、(3)欧州委員会が過剰財政赤字手続きの第一段階の報告書作成の際、「関連する要素(relevant factors)」が考慮されることなどである。

協定見直しの議論に関して、財政赤字がGDP比3%を超え過剰赤字是正措置手続きが行われたドイツ、フランスを中心に協定の柔軟な適用を求める意見が出た。一方で、他のユーロ圏のいくつかの国やECB等からは、柔軟化の動きに反発し規律順守を求める意見も相次いだ。最終合意案は欧州委員会の見直し案と比べより緩和された結果となり、一層の柔軟化を求めていたドイツ、フランス、イタリア等の大国の要請が実質的に認められ、中小国は妥協を示した形となった。しかし、3%の遵守基準が明示的に残され、各国は毎年「安定プログラム」を欧州委員会に提出し評価を受けるシステムは残るため、各国の財政赤字傾向に一定の歯止めをかけることができるとみられている。

2004年のユーロ圏の財政赤字GDP比(図2)は2.7%となった。多くの国が3%の上限を上回り、ユーロ圏の政府債務残高GDP比は71.3%と60%の上限を超えている。こうした現状をふまえると、基準の達成は必ずしも容易でないことが今回の妥協案へ結びついたとみられる。

2005年6月、欧州委員会はイタリアに対し、同協定見直し後初めて財政赤字過剰手続きを開始し、その第一段階として報告書を作成した。欧州委員会は、報告書のなかで、イタリアが2003年、2004年と2年連続で財政赤字GDP比3%の遵守基準を上回り、政策に変更がなければ2005年、2006年にも同3%の超過が見込まれていることから、同3%の超過は一時的なものとは考えられない、また、この状況が政府のコントロールが及ばない稀な出来事の結果でもなければ、深刻な不況の結果でもないことから、例外的なものではない、と指摘している。早ければ7月にもEU経済財務理事会(ECOFIN)においてイタリアに対する過剰財政赤字是正手続きが進められる見通しとなっている。

<「リスポン戦略」の中間見直し>

2005年3月、欧州理事会において、2000年の発表から5年目に当たる「リスボン戦略」の中間見直しが行われた。「リスボン戦略」は、2000年に欧州理事会において、EUが「2010年までに、より多くより良い雇用と社会的結束を伴った、世界で最も競争力のある知識集約型経済」となるための戦略として採択されたが、その後実施における遅延などが指摘されていた。今回の見直しにおいて、特に成長と雇用という2つの目標に焦点を当て、知識、イノベーション、雇用政策等を主な目標とすることとした。また、目標達成をより確実なものとするため、2005年4月、欧州委員会は3年計画の「統合基本指針」を採択した。EU各加盟国は、この同指針を基に国内改革計画を作成することとなっている。

赤字の基準 に時、過剰財政赤字」と認 を超える国に対し理事会が安定・収斂計画への意見において債務のダイナミックスに関する勧告を付す。 予備的措置の強化 中期目標 の定義 (close to balance or in surplus)を計上する。 (cl) 中期財政目標は、各国の公的債務残高や治在成長率に応じて設定。 (c)中期財政目標は、各国の公的債務残高や治在成長率に応じて設定。 (c)中期財政目標は、人年ご及び主要な改革が実施された時に改定する。 (c)中期財政目標は、人年ご及び主要な改革が実施された時に改定する。 (c)中期財政手標と、人年ご及び主要な改革が実施された時に改定する。 (c)申別財政赤字制減は、各国の循環要因調整済みペースで自5%をペンチマークとる。 平均的に5%であるが、不況時により利限的に行う。なお、「好況時での多別政赤字手続実施の改善 (c)を対しない例外的状況の定義 は、実質成長率が20分の赤字前減を行う。 (c)・一部の対しまい例外の状況の定義 は、実質成長率が20分のからの遺動がからの起動が一時的かつ3%に近い場合にのみ、「関連する要素」をの他「関連する要素」をの他「関連する要素」をの他「関連する要素」を同能したいの定義が不明確で、実際には財政赤字の3%からの起動が一時的かつ3%に近い場合にのみ、「関連する要素」を同論的な回縁や砂燥給に資する財政状況()、研究開発素に自2が、不明確で、実際には財政赤字の3%からの起過が一時的かつ3%に近い場合にのみ、「関連する要素」を同論のな回域や砂燥給に資する財政技法()、研究開発素に自2が、不明確で、実際には財政赤字の3%からの起過が一時的かつ3%に近い場合にのみ、「関連する要素」を同論のな回域や砂燥給に資する財政状況()、研究開発素に自2が、中期的が数は状況()、研究開発素に対した財政が赤字を3%未満まで削減しなくてはならない。 (c)過剰財政赤字と正期限を全ての「関連する要素」を考慮に入れて、一年延長す済に対した財政赤字を3%未満まで削減しなくてはならない。 (d)短期助政赤字と正期限を全ての「関連する要素」を考慮に入れて、一年延長する。 (d) (当短前政赤字を10分に行動)の措置や一時的な措置を除いた循環要因調整済みペースで、少なとガバナンスの向上 ・財政赤字がGDP比3%を超えてなくでも安定プログラムどおりに表が現まりには、欧州委員会は財政赤字のDP比が3%を超えてなくでも安定プログラムどもりに表が現まれているに関連ないまりに対数が進んでいない国に対り、EU財務相理事会の承認なしに「政策アドバイス」等別が進んでいない国に対り、EU財務相理事会の承認なしに「政策アドバイス」等別が進んでいない国に対り、EU財務相理事会の承認なしに「政策アドバイス」等の他が表述を述れているに対し、EU財務相理事会の承認なしに「政策アドバイス」等の他が表述を記述されているに対し、EU財務相理事会の承認なしに「政策アドバイス」を記述を記述を述れているに対し、EU財務相理事会の承認なしに「政策アドバイス」を記述を述れているに対し、EU財務相関を公の対し、EU財務相関を公のでも対し、EU財務相関を公のでも対したが表述を述れているに対し、EU財務相関を公のでも対し、EU財務相関を公のでも対し、EUT・ブレ・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・	表1 見直し案のポイント							
通剰財政		現行	合意された見直し案(2005年3月23日)					
(回中期財政日標は、各国の公的債務残高や潜在成長率に応じて設定、(公本の債務残高が多いなく潜在成長率の高い国は、下限を「GDP比 1%(betweer of surplus)を計上する。 (回中期財政目標は、各国の公的債務残高で少なく潜在成長率の高い国は、下限を「GDP比 1%(betweer of surplus)を計上する。 (回中期財政目標は、4年ごと及び土妻な改革施された時に改定する。 (回中期財政目標は、4年ごと及び土妻な改革施された時に改定する。 (回申期財政目標は、4年ごと及び土妻な改革施された時に改定する。 (回) (回) 中期日標	赤字の基準	府債務残高が同60%を超え た時「過剰財政赤字」と認 定。	(b)従来よりも財政の持続可能性(政府債務残高)をより重視し、債務が参照値(60%) を超える国に対し理事会が安定・収斂計画への意見において債務のダイナミックス					
中期目標の定義	<u>予備的措置σ</u>							
中期目標・循環要因調整済みベースで の修正経 最低でもGDP比年0.5%の赤 う削減を行う。 過剰財政赤字手続実施の改善 「例外的 状況」の定 裁、実質成長率が 2%以 下の景気後退時のみ。 その他「関連する要素」 「自剰財政赤字の存在に関する報告書を作成する際、原則として、 財政赤字の3%からの超過が一時的かつ3%に近い場合にのみ、「関連する要素」を100円に対して、 が大田でで、実際には財政 赤字が3%を超えれば、自動的に手続きを開始する。 「の上野政赤字の存在に関する報告書を作成する際、原則として、 財政赤字の3%からの超過が一時的かつ3%に近い場合にのみ、「関連する要素」を100円に対したして、 関連する要素」を100円に対して、 は、実質成長率が20円に関連する要素」を100円に対した。200円に対しなが悪化するが、長期的に持続可能性が改善する「年金制度改革者域」、特に過剰財政赤字是正の判断の際に、公的年金改革の純費用、強制全に対した。200円に対し、200円に対した。200円に対しが対した。200円に対した。200円に対しが表面が対した。200円に対しが表面が表面が対した。200円に対しが表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が		(close to balance or in	(b)公的債務残高が少なく潜在成長率の高い国は、下限を「GDP比 1%(between - 1% of GDP)」とし若干の赤字を許容する一方、公的債務残高が多く潜在成長率の低い国は、「財政均衡ないし黒字(balance or surplus)」とする。					
「例外的 状況」の定義 と、実質成長率が 2%以下の景気後退時のみ。 2%以下の景気を超えるの地で関連する要素」を明確化、東原には財政が赤字が3%を超えれば、自動的に手続きを開始する。 2%以対した。 2%以対した。 2%以対した。 2%以対した。 2%以対した。 2%以対した。 2%以対した。 2%以対した。 2%の財政が赤字是正期限を全ての「関連する要素」を考慮に入れて、一年延長する。 2%と一般の財政が赤字を3%未満まで削減しなくてはならない。 2%と一般の財政を全ての「関連する要素」を考慮に入れて、一年延長する。 3%以対した。 2%以対した。 2%以対した。 2%の財政赤字を超れて、一年延長する。 3%以対した。 2%の財政赤字を1がよりが表がまでがまた。 2%の財政赤字を1がよりが表がまた。 2%の財政赤字を1がよりが表がまた。 2%の財政赤字がは1がまた。 2%の財政赤字がは1がまた。 2%の財政赤字がは1がまた。 2%の財政赤字がは1がまた。 2%の財政赤字がは1がまた。 2%の財政赤字がは1がまた。 2%の財政赤字を1がまた。 2%の財政赤字を1がまた。 2%の財政赤字を1がまた。 2%の財政赤字がは1がまた。 2%の財政赤字がは1がまた。 2%の財政赤字を1がまた。 2%の財政か赤字を1がまた。 2%の財政か赤字を1がまた。 2%の財政か赤字を1がまた。 2%の財政が赤字を1がまた。 2%の財政が赤字を1がまた	への修正経	最低でもGDP比年0.5%の赤	(e)財政赤字削減は、各国の循環要因調整済みベースで年0.5%をベンチマークとする。平均的に0.5%であるが、不況時にはより少なく、好況時にはより多くの赤字を削					
しない「例外的状況」の定義 は、実質成長率が「2%以下の景気後退時のみ。	過剰財政赤字	三手続実施の改善						
その他「関連する際、考慮とれるその他「関連する要素」を明確化し、中期的経済状況、中期的財政状況()、研究開発 考慮に入れる。(c)「関連する要素」を明確化し、中期的経済状況、中期的財政状況()、研究開発 考慮に入れる。(c)「関連する要素」を明確化し、中期的経済状況、中期的財政状況()、研究開発 考慮に入れる。(c)「関連する要素」を明確化し、中期的経済状況、中期的財政状況()、研究開発 美国際的な団結や欧州統合に資する財政支出を含める。(d)短期的に財政が悪化するが、長期的に持続可能性が改善する「年金制度改革、考慮し、特に過剰財政赤字是正の判断の際に、公的年金改革の純費用、強制全能 積立型年金制度の導入後5年間の純費用を考慮する。(e)過剰財政赤字是正期限を全ての「関連する要素」を考慮に入れて、一年延長する。(e)過剰財政赤字是正期限を全ての「関連する要素」を考慮に入れて、一年延長する。(f)各国の財政報告日から過剰財政赤字有無の決定までの期間、赤字是正勧告にする「効果的な行動」の措置期限、勧告非遵守決定から警告までの期間、警告が制裁措置発動までの期間を数か月延長する。(g)一回限りの措置や一時的な措置を除いた循環要因調整済みベースで、少なくと年0.5%の財政赤字削減をベンチマークとする。 ガバナンスの向上 ・財政赤字がGDP比3%を超えそうな国には、欧州委員会が提案し、EU経済財務相理事会が見知を持定を発動する。(a)欧州委員会は財政赤字GDP比が3%を超えてなくても安定プログラムどおりに対策実し、EU経済財務相理事会が早期警告を発動する。(b)ピア・プレッシャーやピア・サポートを通し、相互に財政監視を行う。(c)安定・収斂計画及びそれに対する理事会の意見を各国議会に説明することを要素。	状況の定	しない「例外的状況」の定義 は、実質成長率が 2%以	(a)「例外かつ一時的における厳しい景気後退」の定義を拡大し、実質成長率がマイナスまたは潜在成長率から見て長期にわたる大幅な低成長が過剰財政赤字の原因である場合とする。					
過剰財政 ・是正勧告を受けてから1年 以内に財政赤字を3%未満まで削減しなくてはならない。 (f)各国の財政報告日から過剰財政赤字有無の決定までの期間、赤字是正勧告にする「効果的な行動」の措置期限、勧告非遵守決定から警告までの期間、警告が認制裁措置発動までの期間を数か月延長する。 (g)一回限りの措置や一時的な措置を除いた循環要因調整済みベースで、少なくと年0.5%の財政赤字削減をベンチマークとする。 カバナンスの向上 ・財政赤字がGDP比3%を超えそうな国には、欧州委員会が提案し、EU経済財務相理事会が提案し、EU経済財務相理事会が足別警告を発動する。 (a)欧州委員会は財政赤字GDP比が3%を超えてなくても安定プログラムどおりに数字削減が進んでいない国に対し、EU財務相理事会の承認なしに「政策アドバイス」である。 (b)ピア・ブレッシャーやピア・サポートを通し、相互に財政監視を行う。 (c)安定・収斂計画及びそれに対する理事会の意見を各国議会に説明することを要		する報告書を作成する際、考慮されるその他「関連する要素(relevant factors)」の定義が不明確で、実際には財政赤字が3%を超えれば、自動	財政赤字の3%からの超過が一時的かつ3%に近い場合にのみ、「関連する要素」を 考慮に入れる。 (c)「関連する要素」を明確化し、中期的経済状況、中期的財政状況()、研究開発 費、国際的な団結や欧州統合に資する財政支出を含める。 (d)短期的に財政が悪化するが、長期的に持続可能性が改善する「年金制度改革」を 考慮し、特に過剰財政赤字是正の判断の際に、公的年金改革の純費用、強制全額					
早期警告	赤字是正期 限	以内に財政赤字を3%未満まで削減しなくてはならない。	(f)各国の財政報告日から過剰財政赤字有無の決定までの期間、赤字是正勧告に対する「効果的な行動」の措置期限、勧告非遵守決定から警告までの期間、警告から制裁措置発動までの期間を数か月延長する。 (g)一回限りの措置や一時的な措置を除いた循環要因調整済みベースで、少なくとも					
早期警告	ガバナンスの	向上						
その他ガ (c)安定·収斂計画及びそれに対する理事会の意見を各国議会に説明することを要	早期警告	えそうな国には、欧州委員会が提案し、EU経済財務相理						
	バナンスの 向上		(c)安定・収斂計画及びそれに対する理事会の意見を各国議会に説明することを要請。 (d)マクロ経済見通しは欧州委員会が準備する「外的要因の共通前提条件(commom external assumptions)」を使用し、使用しない場合、相違を説明。					

()中期的経済状況とは、潜在成長力、景気循環、リスポン戦略の実施状況などを指し、 中期的財政状況とは、好況期の財政緊縮、債務の持続可能性、公的投資、公的財政の質などを指す。

図2 2004年のEU各国の財政収支

